

令和3年 第3回 農業委員会総会

日時 令和3年3月25日（木）午後3時

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

3番推進委員 長嶺 淳二

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 赤嶺 貢

【議事録署名人】

1番農業委員 大城 真由美 2番農業委員 山城 学

【議事日程】

日程第1 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第12号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第4 議案第13号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用について

令和 3 年 第 3 回 総会 議事録

事務局	これより令和 3 年第 3 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 3 年第 2 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 1 番農業委員の大城真由美さん、2 番農業委員の山城学さんでお願いします。次回調査委員は、3 番農業委員の久保田政子さん、4 番農業委員の百次成仁さん、7 番推進委員の幸地豊さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (13 件) 日程第 2 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (3 件) 日程第 3 議案第 12 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指について (1 件) 日程第 4 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (35 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案 10 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は摩文仁の 3 筆で売買による所有権移転であります。2 番と 3 番は関連します。2 番は国吉の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 番は国吉の 2 筆で売買による所有権移転であります。4 番は真栄平の 1 筆で 5 年間賃借権の設定であります。5 番は照屋の 1 筆で売買による所有権移転であります。次に 3 ページの 6 番から 8 番は関連します。6 番は大里の 1 筆で売買による所有権移転であります。7 番は大里の 1 筆で 5 年間の使用賃借権の設定であります。8 番は大里の 1 筆で 5 年間の使用賃借権の設定であります。9 番は大度の 2 筆で売買による所有権移転であります。10 番は喜屋武の 1 筆で売買による所有権移転であります。11 番は束里の 2 筆で売買による所有権移転であります。12 番は国吉の 1 筆で売買による所有権移

	転であります。13 番は座波の 1 筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	6 番の件について、あっせんだと思うが、どうでしょうか？ 備考欄に農業歴の年数があるが、この方達は農業申告しているのか？ 備考欄の解除条件付きとは？ 同じ地番で農用地と白地があるが？
事務局	6 番のあっせんについては委員が行ったとのことですので、間違いは無いと思います。事務局の記入漏れだと思います。後で確認します。 農業歴や申告については事務局にて把握はできません。従事日数も。事務局としては下限面積を台帳にて確認しております。 解除条件付きとは、以前は農業生産法人と言っていましたが、現在は農業適格法人となっており、適格法人は農地を購入できるが、それ以外の法人は農地を購入出来ません。何故半分白地で農地となっているのかは、事務局としても分かりませんが、多々あります。
会長	他に質問等が無ければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案 10 号は可とします。次に議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項について事務局説明願います。
事務局	6 ページをお開き下さい。1 番は豊原の 1 筆、第 1 種農地で一般住宅への転用で使用貸借権の設定であります。2 番は座波の 1 筆、第 1 種農地で一般住宅への転用で売買による所有権移転であります。3 番は名城の 2 筆、第 2 種農地で保育所建設への転用、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	それでは、現地確認をした結果を報告したいと思います。1 番は豊原で農地が広がる第 1 種農地ではありますが、不許可の例外の集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に 2 番、座波についても先程の豊原と同じく第 1 種農地ではありますが、集落接続に該当するため一般住宅

	への転用は問題無いものと判断しました。最後に 3 番、名城については、住宅や水路及び雑種地でかこまれた第 2 種農地であり保育所建設への転用は問題無いものと判断しましたが、皆さんのご意見をお願いします。
会長	只今の案件について疑問質問があればお願いします。 質問が無ければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 11 号は可とします。次に議案 12 号について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	13 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、——読み上げて同意を求める——
会長	只今の案件について同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 12 号は同意とします。次に議案第 13 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 16 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 2-369~2-403 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 13 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

1 番 農業委員

大城真由美

2 番 農業委員

山口 学